役職員賃金支給規程

第1章 総 則

第1条 この規定は、県本部規約第26条第4項に基づき、 役員及び書記の賃金並びに手当ての支給について定める。

第2章 賃金及び手当て

- 第2条 役員の賃金は中央執行委員会が定める。ただし、 その基準は各役員の県職員の賃金を例とする。
- 2 前項において、出身団体の賃金が県職員の賃金を上 回っている場合は、出身団体の賃金を例とする。
- 3 書記の賃金は中央執行委員長が定める。ただし、その 基準は県職員の賃金を例とする。
- 第3条 役員及び書記の手当てはつぎのとおりとする。
- (1) 扶養手当
- (2) 通勤手当
- (3) 住宅手当
- (4) 別居手当
- (5) 帰郷手当
- (6) 調整手当
- (7) 行動手当
- (8) 書記手当
- (9) 超過勤務手当

(扶養手当)

(住宅手当)

第4条 扶養手当は県職員に準じて支給する。 (通勤手当)

第5条 通勤手当は県職員に準じて支給する。

第6条 住宅手当は県職員に準じて支給する。ただし、居住を移して専従する役員については、県本部で宿舎を借り上げ貸与する。この場合、電気、ガス、水道料金などは本人負担とする。但し、電話代の一部については県本部で負担し、その額は中央執行委員会で定める。

(別居手当)

第7条 別居手当は役員で家族と別居する者について支給 する。その額は県職員の単身赴任手当に準じる。

(帰郷手当)

第8条 住居を移して専従する役員については、帰郷する ため帰郷手当を月4回支給する。その額は中央執行委員 会において定める。

(調整手当)

第9条 役員に対して、調整手当を支給する。その額はつ ぎの区分による率を乗じて得た額とする。

- (1) 委員長 20%
- (2) 委員長を除く五役 15%
- (3) 専門部長・総支部事務局長 12%
- 2 連合福島等の友誼団体派遣役員については、派遣前の 役職に準じて支給する。

(行動手当)

- 第10条 役員に対し行動手当としてつぎの区分によりその 月数分をその月の1日に支給する。
- (1) 専従役員 月額40,000円
- (2) 非専従中央執行委員 月額15,000円
- (3) 特別執行委員

事從 月額30,000円
非專従 月額15,000円

2 休職専従者が中央執行委員会の決定により外部機関の 委員に就き、地方公務員法第24条第4項の規定に基づき、 報酬等の支給を受けない場合、行動手当月額30,000円を 追加支給する。

(書記手当)

第11条 書記に対し書記手当としてその月数分をその月の 1日に支給する。

月額10,000円

(期末、勤勉、寒冷地手当)

第12条 役員の期末、勤勉、寒冷地手当は、県職員に準じて支給する。

ただし、役職加算については、委員長20%、委員長を除く五役15%、専門部長・総支部事務局長10%とする。 連合福島等の友誼団体派遣役員については、派遣前の役職に準じて加算する。

- 2 前項において、出身団体に準じて算出した額が、県職 員に準じて算出した額を上回っている場合は、出身団体 に準じて支給する。
- 3 書記の期末、勤勉、寒冷地手当及び役職加算は県職員 に準じて支給する。

(賃金の計算)

第13条 役員又は書記が就任または採用されたときは、日割計算によって、その月分の給料を支給し、退任または 退職の場合は、退任または退職した日の属する月分を支 給する。

(手当の計算)

第14条 第12条に準じる。ただし、期末、勤勉手当については、県本部役員賃金により、不利益分を辞任後6ヶ月以内につきこれを補償する。

(支給日)

- 第15条 賃金の支給日は毎月16日(当日が休日の場合は前日)とする。
- 2 手当の支給目については中央執行委員会が定める。

附則

- 第16条 県職員とは福島県一般行政職の職員とする。
- 第17条 県本部に雇用する嘱託および臨時職員に支給する 賃金は「福島県臨時事務補助員賃金基準表」を準用する。 ただし、手当の支給については、中央施行委員会で定め
- 第18条 この規程に定めのない事項については中央執行委員会がこれを定める。
- 第19条 この規程の改廃は大会又は中央委員会の議決に よって行う。
- (1) この規程は、1958年8月1日より実施する。
- (2) この規程は、1960年9月25日に改正し、同年7月3日 にさかのぼり適用する。
- (3) この規程は、1961年1月1日より施行する。
- (4) この規程改正は、1973年2月1日より施行する。
- (5) この規程改正は、1973年10月1日より実施する。
- (6) この規程は、1968年9月8日に改正し、同日より施行する。
- (7) この規程は、1970年10月18日に改正し、同年10月1 日に遡及実施する。
- (8) この規程は、1973年10月18日に改正し、同年10月1 日に遡及実施する。
- (9) この規程は、1974年10月12日より適用する。
- (10) この規程は、1975年7月30日に改正し、同年8月1日 より実施する。
- (11) この規程は、1976年1月31日に改正し、同年2月1日 より実施する。
- (12) この規程は、1976年10月16日に改正し、同年11月1日より実施する。
- (13) この規程は、1981年11月1日より施行する。
- (14) この規程は、1985年8月1日より施行する。
- (15) この規程は、1987年10月23日に改正し、同年11月1日より実施する。
- (16) この規程は、1998年10月9日に改正し、同年11月1日より実施する。
- (17) この規程は、2000年10月13日に改正し、同年11月1日より実施する。
- (18) この規程は、2003年10月9日に改正し、2004年1月1日より実施する。
- (19) この規程は、2005年10月6日に改正し、2006年1月1日より実施する。
- (20) この規程は、2011年2月15日に改正し、同年4月1日 から施行する。
- (21) この規程は、2017年2月10日に改正し、2016年4月1日に遡及して適用する。
- (22) この規程は、2017年7月19日に改正し、同年8月1日 より施行する。